

尾張旭市監査公表第27号

平成28年11月1日付け尾張旭市監査公表第24号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年12月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

健康福祉部健康課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>骨粗しょう症検診及びヤング検診業務委託の契約書（案）並びに健康情報システム運用業務の契約書（案）において、契約の相手方の欄が記載されていない。平成27年11月26日付け契約検査課長通知「契約書（案）における契約の相手方の記載について」にあるように、当該契約書（案）については、契約の相手方を特定させる必要があることから、相手方の所在地、名称及び代表者名を記載する必要がある。</p>	<p>契約書（案）の契約の相手方の記載については、平成27年11月26日付け契約検査課長通知「契約書（案）における契約の相手方の記載について」に基づいて、適正に処理します。</p>